

平成25年第6回横手市議会12月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年12月2日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 5 報告第 46号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 6 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 同意第 3号 公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第133号 横手市交流センター設置条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第134号 横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第135号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第136号 横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第137号 横手市入湯税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第138号 横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第139号 横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第140号 横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例等の一部を改正する条例
- 第17 議案第141号 横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第142号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第143号 横手市集落排水事業受益者分担に関する条例及び横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第144号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第145号 横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第146号 民事調停申立事件に係る調停案の受諾について
- 第23 議案第147号 権利の放棄について
- 第24 議案第148号 字の区域の変更について
- 第25 議案第149号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について

- 第26 一般会計予算特別委員会の設置並びに委員選任について
- 第27 議案第150号 平成25年度横手市一般会計補正予算(第6号)
- 第28 議案第151号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第29 議案第152号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第30 議案第153号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第31 議案第154号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
- 第32 議案第155号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)
- 第33 議案第156号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算(第2号)
- 第34 議案第157号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算(第2号)
- 第35 議案第158号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第3号)
- 第36 議案第159号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 第37 議案第160号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第38 議案第161号 平成25年度横手市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第39 議会改革に関する特別委員会の設置並びに委員選任について

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員(26名)

1 番	高橋 和樹	2 番	佐藤 徳雄
3 番	立身 万千子	4 番	斎藤 勇
5 番	小野 正伸	6 番	遠藤 忠裕
7 番	土田 百合子	8 番	寿松木 孝
9 番	播磨 博一	10番	青山 豊
11番	加藤 勝義	12番	奥山 豊和
13番	本間 利博	14番	菅原 正志
15番	土田 祐輝	16番	佐藤 清春
17番	佐藤 忠久	18番	塩田 勉
19番	佐々木 喜一	20番	佐藤 誠洋
21番	高橋 聖悟	22番	木村 清貴
23番	阿部 正夫	24番	斎藤 光司
25番	菅原 恵悦	26番	佐々木 誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（28名）

市長	高橋 大	副市長	佐藤 良吉
教育委員会委員長	二階堂 衛	総務企画部長	浮嶋 伸
市民生活部長	小丹 茂樹	健康福祉部長	柴田 恒宏
産業経済部長	遠藤 久志	建設部長	照井 康晴
上下水道部長	鈴木 弘志	教育総務部長	小川 良平
教育指導部長	佐藤 稔	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋 利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤 亮	総務企画部 経営企画課長	渡部 幸伸
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高山 勇光
十文字地域局長	鈴木 淳悦	山内地域局長	照井 礼司
大雄地域局長	小松田 文夫	財務部次長 兼資産税課長	藤井 靖己

事務局職員出席者

局長	高橋 実	主幹	村上 伸夫
総務担当主査	佐藤 和志	議事調査担当主査	長瀬 肇
議事調査担当主査	松井 尊臣		

◎開会及び開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

18番塩田勉議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから平成25年第6回横手市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○木村清貴 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番立身万千子議員、4番斎藤勇議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○木村清貴 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○木村清貴 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○木村清貴 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

私のほうから所信説明を行います。

平成25年12月横手市議会定例会開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただきますとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げます。市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、このたびの任期満了に伴う市長選挙におきましては、多くの市民の皆様からご支持を賜り、

市政を担わせていただくことになりました。大変光栄であると同時に、身の引き締まる思いであり、市民の皆様からいただいた信頼と期待をしっかりと受けとめ、今後はその負託に応え、全身全霊で職務を務めさせていただきます所存であります。

また、市議会議員に当選された議員の皆様にお祝いを申し上げますとともに、今後の市政発展に向けてのご活躍を、心からご期待しております。

新市誕生から8年の歳月が経過し、行政改革も確実に進んできております。平成22年12月に協定を締結し、県と検討を重ねておりました機能合体につきましては、既に産業経済部と建設部建築住宅課が県平鹿地域振興局での事務を行っているところであり、加えて、11月5日から建設部の建設監理課、道路河川課、都市計画課が移転し、事務を開始しております。これにより、県と市の建設部全体がワンフロア化され、市民サービスの向上と事務の効率化が進むものと考えております。

さて、第2次安倍内閣が打ち出すアベノミクスの一連の経済政策に、金融市場は敏感に反応し、20年にもわたり続いてきたデフレ不況からの脱却に大きな期待が集まっている一方で、当市においては経済波及効果が限定され、目に見えた景気刺激策の恩恵を受けることが少ない状況にあります。

また、合併時約10万6,000人の人口が、今では9万8,000人を割り、急激な少子高齢化の状況下において、市内に漂う閉塞感の打破までには至っていないのが現状と強く感じております。

過疎化や限界集落の出現、少子化、後継者不在といった流れに終止符を打ち、永続的に成長可能な地域社会を創造するためには、地域のこれからの担う若い世代の挑戦を応援する市政が必要であると考えます。

また、これからの地方自治体は、地域における課題の全体状況を把握し、時代の変化を見きわめながら具体的に優先順位を決め、地域に見合った独創性に富むアイデアを見出しながら施策を遂行していかねばなりません。

具体的に私が掲げる政策は、次の5つを柱としております。

1つ目は、産業を育成し雇用創出することです。これは地元企業を育成するために、地元企業への優先発注を進めることや、他の業種と比較し、地理的、気候的に不利な影響を受けにくいIT技術を生かした起業支援、人材育成を図ることなどです。

2つ目は、農地山林をフル活用であり、横手は日本一の食の生産に適した場所であることから、メイドイン横手としてのブランド化を推進するほか、森林資源を有効活用し、環境保全を重視した新しい産業の創出や、農業の6次産業化への挑戦を支援したいと考えております。

3つ目に、人口減少の歯どめです。安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、全国トップクラスの教育環境や子育て環境を積極的にPRし、住んでみたいまちとしての魅力を発信してまいります。

4つ目は、安全と安心に支えられたまちづくりであり、防災や危機管理体制を強化することにより、災害などの不測の事態に対応するほか、冬でも暮らしやすい雪国横手の実現、地域の実情に見合った福

祉サービスの充実に努めたいと考えます。

最後に、5つ目の活気あふれる充実した市民生活であります。文化やスポーツなどによる活動の場、生涯学習の環境づくりを推進するほか、女性が活躍できる場の創出や、子どもたちが心豊かに育つまちづくり、さらなる利便性向上に向けたインフラ整備を推進してまいります。

地域に埋もれている魅力を発掘、発信し、地域の底力を引き出し、この横手市が発展するために変えることは変え、よいことはしっかりと継承し、市議会と両輪で行政を進めながら果敢に挑戦していく所存であります。

続きまして、平成26年度予算編成方針についてであります。

少子高齢化の進行による影響や、普通交付税の合併算定替特例の終了が迫っていることなどにより、歳入歳出両面で予算の再構築が不可欠と判断し、予算編成方針の見直しを行っております。

見直しの方向性としたしましては、「成果重視の視点を取り入れ、予算の規模から質への転換により市民満足度の充実に図ること」、「中期的な一般財源の配分見通しに基づき、各部局が自由度と責任を持つ枠配分方式による分権型予算編成の確立を図ること」、「あらかじめ各部局に重点政策を明示し、予算への反映を図ること」の3点の方針を掲げ、これらを踏まえた予算編成を行うものであります。

予算編成の具体的な内容を申し上げますと、まず歳入では、市税は前年度比で微増、地方消費税交付金は増額と見込んでおります。また、地方交付税は、これまでの交付実績などを考慮し、繰越金についても通年ベースでの実績を勘案し、いずれも増額としております。

続いて歳出では、普通建設事業で、小学校統合事業やクリーンプラザよこて整備事業などの大型公共事業や、公共施設などの修繕経費などにより増額とするほか、債務負担などの義務的経費の増額を見込んでおります。

これらにより不足すると見込まれる一般財源10億円を、財政調整基金の取り崩しで対応することとし、一般財源総額の見込み額は、前年度比3.8%増の349億6,700万円としております。

しかしながら、市の歳入は将来的に減少してまいりますので、限りある財源とマンパワーのもとで市民満足度の充実に図っていくためには、市民ニーズを見きわめ、真に必要な市民サービスとは何かとの観点に立ち、事務事業の選択、集中により、メリ張りのある予算編成とその実施を果たすことが必須であります。そのため、各部局が創意工夫を凝らし、施策の重点化と効率的・効果的な予算編成を強く念頭に置き、平成26年度の予算編成作業を進めております。

続きまして、新たな施策などへの取り組みについてであります。

(1)雪対策についてであります。

11月11日から13日にかけて降り続いた大雪は51センチの降雪量となり、昭和51年以降の気象庁の記録の中では、11月15日以前の降雪量としては、昭和54年と平成14年の20センチ以来、最も多いものとなっております。

除雪対策本部を設置する直前の降雪であり、最大限の除雪対策を行ったものの、市民の皆様にはご不

便をおかけいたしました。深くおわび申し上げますとともに、今後は緊急時における対応を整えてまいります。

さて、気象庁の長期予報では、ことしも雪が多く寒い冬になると予想されていることから、3年連続の記録的な大雪に見舞われたこれまでの経験とその対応を踏まえ、総合的な雪対策の取り組みを整えているところであります。各地域局単位での地域雪対策連絡会を開催し、横手市総合雪対策基本計画の具体的な取り組みを確認しながら、横手市総合雪対策連絡協議会、庁内推進委員会を開催し、地域と一体となった平成25年度総合的な雪対策の取り組みを進めております。

除雪体制につきましては、11月15日に除雪対策本部を設置するとともに、11月19日には除雪作業員を対象に、除雪安全対策会議と安全講習会を開催し、「安全な冬季交通の確保」、「安全で効率的な作業の実施」、「市民との協働による雪処理対策」を今冬の重点項目とすることを確認したところであります。

市民に身近な生活道路の雪対策につきましては、私みずからも地域の状況を点検し、確認を行うことで、市民が暮らしやすい道路の確保と安全な通学路を確保するなど、きめ細やかな除雪の取り組みを進めてまいります。

(2)雪による農業被害への対応についてであります。

平成23年豪雪被害から復興3年目を迎えた果樹については、農家や関係団体の努力と、県、市の支援により、少しずつ回復してきたところでありますが、11月11日から13日にかけての降雪により、再びブドウ棚の倒壊やリンゴの枝折れ、落下などの大きな被害を受けました。被害総額は約2億6,800万円と推計しており、その内訳は、ブドウの棚と樹体の被害が合わせて約1億400万円余り、リンゴの樹体と果実被害が1億4,400万円、そのほか、パイプハウスなどの施設被害が1,700万円余り、農作物ではネギの被害が200万円などとなっております。

雪害を受けた農家におかれましては、来年度の営農や収穫への影響が甚大であることから、市としましては、このたびの降雪被害について農業経営等復旧・再開支援対策事業の対象として引き続き助成を行うなど、県とともに支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、被害を受けた農業者の生産体制の復旧に向けて、県やJAなどの関係機関と連携して支援に努めてまいります。

(3)よこて食・農・観 de まちづくりプロジェクトについてであります。

秋田県市町村未来づくり協働プログラムの提案事業として、県と市が協働で検討を重ねてまいりましたが、去る11月6日付で、県に対し正式に事業の撤回を連絡させていただきました。本事業の主たるテーマである農業の6次産業化自体、私も必要性を認識しているところでありますが、費用対効果や将来性を総合的に勘案し、事業の見直しを決断したものであります。

したがいまして、雄川荘やえがおの丘の改修は実施せず、施設は当面現況のまま存続する考えであります。

また、同時に行うこととしていた既存の道の駅の活性化事業などは、内容を精査した上で継続か見直しを検討いたします。

また、農業の振興のため、生産者や消費者がともに横手の農産物に誇りを持ち、ブランド化が図られるような施策を進めていきたいと考えており、調査検討を行うこととしております。

(4)消費税の税率改正に伴う対応についてであります。

消費税は、平成26年4月1日に、現在の5%から8%に引き上げられることになりました。その後、経済の状況を総合的に判断した上で、平成27年10月にも10%への引き上げが予定されております。

この税率改正に伴い、消費税の課税対象とされる市の施設の使用料などにつきましては、利用者の負担を軽減し、利用率向上などを図る観点から、平成26年4月以降、さらに消費税率が上げられるまでは、現行料金のままで対応することにいたしました。

なお、公営企業などにかかる消費税率引き上げ対応につきましては、平成26年4月1日より、3%の消費税増税分を値上げさせていただきたく、水道料金、下水道使用料、集落排水施設使用料及び浄化槽使用料や病院事業の使用料、手数料などの関係条例について、一部改正案を今議会に提案しております。

(5)野生鳥獣による農作物などへの被害防止対策についてであります。

これまで、各地域の猟友会の協力を得ながら、その被害防止対策を講じてまいりましたが、高齢化により狩猟者が減少しているため、地域ごとに捕獲隊を結成することが困難となっております。

全国的にも狩猟者の減少が顕著であることから、捕獲従事者の確保と捕獲の一層の推進を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が、平成24年3月に一部改正されたところです。この特別措置法に基づき、本市では、農作物のみならず人的な被害を与えるツキノワグマを対象とした鳥獣被害防止計画を策定し、捕獲などの実施体制を定めております。

捕獲などの実施に当たっては、市職員と猟友会員で構成する鳥獣被害防止実施隊を新たに結成し、横手市全体における被害防止活動や捕獲を行い、被害の防止に努めてまいります。実施隊のうち、一般の隊員については、非常勤の市職員として扱うことと特別措置法で定められているため、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案を、今議会に提案しております。

(6)大沢第二浄水場の運転管理についてであります。

平成26年4月の供用開始に向けて整備中の大沢第二浄水場につきましては、膜ろ過設備を初め、全ての設備が10月下旬までに設置され、11月からは設備ごとの試験や運転調整を実施し、順調に工事が進んでおります。

また、大沢浄水場と第二浄水場の運転管理については、平成24年度から上下水道部内に民間委託検討委員会を設置し、委託方法と直営方式について費用対効果やメリット、デメリットの比較検討を重ねてまいりました。その結果、費用面で有利である直営方式により運転管理を実施することにいたしました。

さらに、新たなシステムでの運転管理となりますので、ゲリラ豪雨などへの対応について万全を期すため、メーカーと技術指導員の派遣契約を締結するなど、緊急時においても安全で安心な水道水の供給

体制を整えてまいります。

大きい4つ目の、平成25年度事業等の進捗状況について。

(1)横手デマンド交通についてであります。

昨年から実証実験を重ねてまいりましたが、ことし10月1日に市内のタクシー会社と運行協定を締結し、新たな公共交通として本格運行を開始しております。また、同時に、バス事業者による市街地中心部の公共施設、病院、商業施設などを回る循環バスも運行しております。

運行を開始し2カ月が経過しましたが、1カ月当たりの利用状況は、デマンド交通において約3,000人、循環バスは約2,600人となっております。

今後とも利用促進を図るため、制度の周知を徹底するとともに、市民、利用者のご意見、ご要望を参考に運行事業者と協議をし、改良を重ねながら、将来にわたり持続可能な公共交通システムとなるよう努めてまいります。

(2)国民文化祭について。

国民文化祭の開催を1年後に控え、横手市実行委員会が主催するプレイベント、横手市国民文化祭ステージ部門前年祭を10月26日と27日に開催いたしました。このプレイベントは、例年行っている市民ステージ祭に加え、来年度に当市で開催する民謡・民舞や太鼓、ダンスの各部門について県内から出演団体を募集し、本番に向けたリハーサルを兼ねて実施したものであります。

51の団体から総勢600人以上の方々に出演いただき、秋田県を代表する演技を披露していただきました。来場者数は、出演者数も含め2日間で約1,600人となり、来年度の本番に向けた機運の醸成に大いに寄与したものと思います。

次に、9月から募集を開始した来年度の県外出演団体の状況であります。民謡・民舞と太鼓部門では、開催要項で予定していた団体数とほぼ同数の応募となっております。一方、ダンス部門では、予定数を満たしていないことから、県を通じて第2次の募集をかけるとともに、全国の関係団体や自治体などへ独自のチラシによる募集を行っております。

さらに、10月からは県内の出演団体への募集も行っているところであります。

(3)重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みについてであります。

横手市増田伝統的建造物群保存地区につきましては、10月18日に開催された国の文化審議会において、重要伝統的建造物群保存地区に選定するよう文部科学大臣に答申されております。近日中に行われる官報告示を経て正式に選定される予定であり、国内では105番目、秋田県内では仙北市角館に次いで2番目となります。

重伝建選定の答申が報道された前後から、増田を訪れる方々が大幅に増加しており、地域経済への波及効果が大きいと期待されます。これを一過性のブームに終わらせることのないよう、伝建地区を含めた周辺地区の環境整備にも取り組み、増田の町並みに関心のある方々の満足度を高め、あわせてにぎわい創出や、地域住民の住みやすい環境づくりに努めてまいります。

増田地区街なみ環境整備につきましては、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを目指して、昨年度策定した基本構想に基づき、来年度からの事業実施に向けて、街なみ環境整備基本計画の策定を進めており、ことし1月には、地元町内会の代表や有識者による増田地区街なみ検討委員会を設立し、これまで8回の委員会を開催しております。今後、素案ができ次第、説明会を開催し、地元住民の合意に基づき、増田地区街づくり協定の締結と、増田地区景観重点地区の指定を目指します。

伝建地区の保存と活用につきましては、これからが大切であり、引き続き地区住民の皆様と話し合いを行いながら、歴史的な町並みの保存と整備に取り組んでまいります。

なお、来年2月には、重伝建選定を記念するシンポジウムの開催を予定しており、国内における重伝建地区の位置づけや、横手市増田の価値、魅力を国内に発信するための補正予算を今議会に提案しております。

(4)秋田デスティネーションキャンペーンの取り組みについてであります。

J Rグループ6社による、秋田デスティネーションキャンペーンが10月から開催されており、この期間中は、よこて菊まつりや、増田蔵の日、平鹿りんご味覚まつりなど、各地域でのイベントや「おいしい横手の朝ごはん運動」などのおもてなし活動を展開しているところであります。

こうした中、10月12日から14日までの3日間は、SLあきたこまち号が秋田駅と横手駅間を走行し、横手駅西口を中心にSL歓迎イベント「おごってたんせ横手」を開催いたしました。

この歓迎イベントでは、横手駅西口祭りやよこてイースト祭りも同時に開催され、地元小中学校並びに高校の吹奏楽部による演奏や書道パフォーマンスなどの催しのほか、横手駅東西自由通路では、近隣市町村の特産品販売も行い、県内外のSLファンなど、延べ約3万人の来場者でにぎわいました。

また、12月までの期間中は、横手駅を人気漫画「もやしもん」シールで埋め尽くす活動や、もやしもんラッピング電車の運行、もやしもん温泉スタンプラリーを継続することにより、観光客の周遊の促進を図ってまいります。

このほか、滞在時間の拡充を図るため、秋田ふるさと村と増田地域を結ぶシャトルバスの休日運行や、増田地域、十文字駅、横手駅、後三年駅を発着とするタクシープランを実施するなど、引き続き観光客の増加を図ってまいります。

(5)クリーンプラザよこて整備及び運営事業についてであります。

施設整備につきましては、敷地全体の掘削、盛土工事をほぼ終え、現在は盛土のり面の仕上げ作業を行っております。工事は計画どおり進んでおり、年内の建築確認申請を経て、当初のスケジュールどおり来年3月中に建物本体工事に着手する予定であります。

また、施設への搬入路となる大平線、新藤柳田1号線の整備のほか、周辺道路環境整備事業についても順調に進捗をしているところであります。引き続き、現場付近を通行する方々への安全対策についても万全を期しながら、着実に工事を進めてまいります。

次に、新たなごみ分別区分への移行に向けた取り組みについてありますが、分別区分が大きく変更

となる東部地区のうち、横手地域の市街地と郊外の10町内会を対象に、11月11日からモデル収集を実施しております。来年1月末までの約3カ月間、収集方法や頻度、品目ごとの組み合わせのほか、冬期における降雪対策などについて問題点を検証しながら、新しい分別収集への円滑な移行を図ってまいります。

(6) 空き家対策についてであります。

老朽危険空き家対策事業の進捗状況は、11月20日現在、解体事業の補助申請が21件あり、これに総額536万3,000円の補助決定を行い、所有者による解体工事が進められております。

また、解体後の跡地を公共用地として活用する跡地活用事業は、1棟の老朽危険空き家とその敷地について市が寄附を受け、今後、解体、撤去工事に着手する予定であります。

空き家の利活用については、横手市空き家バンク制度により、居住可能な物件情報を市のホームページに公開し、推進してまいりました。この空き家バンクには、これまで20件の登録があり、うち売買3件、賃貸借3件が成約に至っております。今後も、市内の不動産業者の協力を得ながら、空き家の利活用を進めてまいります。あわせて、移住促進を図るために創設した、空き家リフォーム支援事業は、福島県と千葉県から当市に移住された方々が事業を活用しており、補助決定額は2件で200万円となっております。

本年度の空き家対策は、安全の確保と利活用の両面から事業を進めるとともに、全ての空き家の危険度ランクづけ調査業務を重点的に行いました。この調査により、市内1,394棟の空き家のうち、特に倒壊の危険性が高い40棟の空き家を特定したところであり、今冬の雪安全対策については、これらの危険な空き家の監視をさらに強化しながら、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

(7) 農業振興についてであります。

農林水産省が公表しました、10月15日現在の水稻の予想収穫量及び作柄概況によりますと、県南は10アール当たり580キログラム、作況指数100と、平年並みの収穫量となっております。

一方で、11月13日現在におけるJ A秋田ふるさと管内の一等米比率は89%であり、昨年の88%に比較し微増したものの、依然として品質の低下が見られます。原因としましては、昨年同様、カメムシ被害がかなり多く、全体の76%を占めております。カメムシ被害につきましては、昨年度被害が顕著であった地域で徹底した防除が行われた結果、その地域での発生がほとんど見られなくなりましたが、しかしながら、今年度は飼料用米などの作付を行っている地域の被害が多く、防除不足が周囲にも及んで拡大したのではないかと推測しております。

今後も、横手市水稻防除協議会において、防除の強化など、品質向上のための対策を検討してまいります。

次に、J A秋田ふるさとが国の「強い農業づくり交付金事業」により、横手市境町地区で機能向上のための施設改修整備を進めておりました横手ライスセンターにつきましては、9月9日に完成しております。

今回の機能向上工事で新たに導入しました色彩選別機は、これまで課題となっていたカメムシや異常気象に伴う高温障害などが原因で被害を受けた米を選別できるため、消費者が求める均質で高品質な米の出荷が可能となりました。

また、処理能力を向上したことにより、荷受の待ち時間を大幅に短縮できたほか、乾燥調製の際に発生する騒音や粉じん、汚水対策も実施し、周辺の環境にも配慮した施設となっております。

今後は、作業の効率化により、農家が多品目へ取り組むことが可能となることで、地域全体の複合産地化や収益力の向上にも大きく寄与するものと期待しているところであります。

なお、米の品質向上につながる色彩選別機の導入に係る経費の一部助成について、補正予算を今議会に提案しております。

(8)農業の6次産業化についてであります。

農林漁業、加工業、販売業の3つの産業が結合する農業の6次産業化は、地域の農林水産物や食品が有するすぐれた価値を高め、農山漁村の所得向上と雇用の拡大、地域活力の向上につながるものと考えております。当市においても、農産物の付加価値をより高め、産地として収益力向上を図る上で重要な課題の一つと捉え、国や県と連携しながら推進に努めているところであります。

市内の6次産業化の取り組みといたしましては、農業組合法人大沢ファームが、国の農山漁村6次産業化推進整備事業及び県の加工業務用農産物出荷拡大支援事業を活用し、旧大雄中学校給食センターにおいて、10月2日から果汁加工場として事業を開始しております。

今年度の製造目標は、ブドウ4万5,000本、洋梨8,000本のジュース加工を計画しており、さらに来年度は桃のジュース加工も予定しております。生産から加工、販売までを一貫した体制の中で行う環境が整えられ、これまで以上に横手ブランドが高まることにより、産地としての産出額の増加が期待されます。

また、果汁加工場においては、操業開始に伴い5人の新規雇用をしており、農業後継者や農閑期の雇用の受け皿となっていることから、今後、事業の拡大が進めば、雇用機会の増加にも資するものと考えております。このことが、市内の農業者などが6次産業化へ取り組む上で、先導的な事例となることを期待しております。

(9)横手市“食と農”産地見学商談会の開催についてであります。

去る9月5日と6日の2日にわたり、よこて市商工会との共催による第2回横手市“食と農”産地見学商談会を平鹿生涯学習センターで開催いたしました。

昨年からは、よこて市商工会主催の食のマッチング商談会と共催し、市が、日ごろマーケティング活動を行っている首都圏や関西圏の企業、市場関係の皆様をお招きして実施したものであります。参加31社39名の皆様に対し、産地の気候、風土、人柄と一緒に農産品やその加工品を紹介し、商談につなげる意見交換をする機会となりました。ご協力いただきましたJ A秋田ふるさとや、圃場の見学をお引き受けいただいた農家や農業法人など、関係の方々に改めてお礼を申し上げます。

今回、お招きした皆様の中には、特に横手産の素材を生かした料理を提供する店を10月に銀座で開店された方がいらっしゃるなど、横手で体験した素材のよさと味の販路拡大につながる機会となりました。

また、商工会の聞き取り調査では、既に参加した地元企業などで、商談成立や見積もり依頼などの成果が十数社あったとの報告を受けており、今後もこれを契機にさらに販路拡大に結びつくマーケティング活動を進めてまいります。

(10) 緊急雇用対策事業についてであります。

今年度の緊急雇用対策では、1人でも多くの市民の雇用につながるよう、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に市民を正規雇用した事業者に対し、雇用者1人当たり50万円の雇用奨励金などを交付する横手市安定雇用・人材育成促進事業を、重点事業として進めてまいりました。

この周知に当たっては、市報やホームページ、コミュニティFM放送に加え、各事業所に訪問して情報提供と相談を行うために非常勤職員2人を採用し、丁寧に対応してきたところであります。

当初予算では、これまでの実績から正規雇用者を210人と見込んでおりましたが、夏以降、申請件数が大きく伸びて、対象期間における正規雇用者が300人ほど上回る見込みとなり、1億5,000万円の増額補正を今議会に提案しております。

なお、ハローワーク横手管内における9月末の有効求人倍率は0.71倍で、新市誕生以来、最も高い数値となっており、これは今回実施している事業の効果もあつたものと考えております。

また、新たな緊急雇用対策として、国の交付金を財源とする企業支援型地域雇用創造事業につきましても、今年度の実施に向けて、補正予算を今議会に提案しております。

(11) 道路ストック総点検についてであります。

平成24年11月の中央自動車道・笹子トンネル天井板落下事故を受け、市としても国の方針に基づき、トンネルや橋梁などの道路ストックの総点検に取り組んでいるところであります。

トンネルにつきましては、市が管理する5カ所について、昨年度、附属物点検を行っており、今年度は3カ所の本体点検を実施中であり、橋梁につきましては、市内にある長さ15メートル以上の150の橋のうち、緊急性の高い22の橋について順次補修工事に取り組み、これまで5つの橋について対策を終えており、今後も計画的に点検補修に取り組んでまいります。

また、7月の豪雨による6カ所の災害箇所につきましては、道路関係3カ所について工事を進めており、渇水期の工事となる河川関係の工事3カ所につきましても、今後、早期の完成を図ってまいります。

(12) 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業についてであります。

豪雪地帯である当市において、市民が安全で快適に暮らせる住環境の整備を促進することを目的に、住宅の雪対策やバリアフリー化、省エネ対策などの改修工事に対して改修補助を、また、耐震診断や耐震補強工事、改築工事などについては耐震補助を実施しております。

改修補助については、予算額に達したことから11月15日で受付を終了しており、実績として補助件数169件、補助金額3,790万円で、対象となった工事額は約5億8,400万円となっております。また、耐震

補助については、耐震診断を経て耐震改築を実施したものが2件、補助額として236万円となっております。

(13) 学校統合事業及び横手学校給食センターの建設工事についてであります。

平成27年4月に開校予定の雄物川小学校の建設工事につきましては、現在、体育館棟の基礎コンクリート工事に着手しており、11月15日時点では4.2%の進捗率となっております。

同じく、平成27年4月に開校予定の大雄小学校につきましては、校舎増築、改修工事の実施設計が終了しましたので、事業費と継続費の補正予算を今議会に提案しております。

なお、両校の校歌につきましては、雄物川小学校の歌詞選定を10月に終え、現在、作曲を依頼しているところであり、また、大雄小学校については、現在、歌詞を公募しており、2月には歌詞を選定し、作曲を依頼する予定となっております。

平成28年4月に開校予定の横手北小学校につきましては、基本実施設計事業者を設計プロポーザル審査により9月に決定し、校舎検討会において校舎の配置や各教室のレイアウトなどの検討を行っているところであり、3月までには設計を終える予定であります。

次に、横手学校給食センターの建設工事ではありますが、11月15日時点における工事の進捗率は57%となっており、基礎工事、鉄骨工事を終え、内外装工事も順調に進んでいるところであります。平成26年4月の給食業務開始を目指して、今後は、調理機器備品などの設置や調理委託業務の契約を進めることとしております。

続きまして、補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、安定雇用・人材育成促進事業、自立支援給付費、地域総合整備資金貸付事業、街なみ環境整備事業などのほか、人件費の決算見込みによる補正並びに燃料費及び光熱水費の補正が主な内容となっております。

補正額は4億3,788万3,000円で、補正後の予算総額は521億116万2,000円であります。

主な事業を申し上げますと、住民情報系運用管理1,830万円、自立支援給付費6,624万6,000円、浄化槽設置整備事業2,240万6,000円、増田町診療所運営費3,056万9,000円、安定雇用・人材育成促進事業1億5,000万円、県営経営体育成基盤整備事業3,966万1,000円、地域総合整備資金貸付事業1億4,600万円、街なみ環境整備事業2,500万円、消防施設等整備事業1,288万4,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件3件、専決処分報告案件1件、条例一部改正案件13件、そのほかの案件3件、予算の繰り入れ案件1件、平成25年度一般会計補正予算案など補正議案12件の、合計33件であります。

なお、監査委員の同意案件及び監査委員に関する関係条例の改正案件、損害賠償と和解についての案件、雪害に関する平成25年度一般会計補正予算案の補正議案を追加提案する予定としております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。所信説明といたします。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第46号の上程、質疑

○木村清貴 議長 日程第5、報告第46号専決処分の報告についてを議題といたします。

専決処分の報告については、説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第46号の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第6、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第1号教育委員会委員の任命についてであります。

横手市教育委員会委員に次のものを任命したいので、議会の同意を求めます。

横手市増田町増田字月山11番地にお住まいの二階堂衛氏でございます。昭和38年10月29日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第1号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第7、同意第2号教育員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第2号教育員会委員の任命についてであります。横手市教育員会委員に次のものを任命したいので、議会の同意を求めます。

横手市前郷一番町3番6号にお住まいの伊藤孝俊氏で、昭和28年4月19日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番青山豊議員。

○10番（青山豊議員） 今、提案された方は、現在、中学校の校長先生であります。この時期にこの方を任命した具体的な理由、そこには市長の教育員会に対する考え方やあり方というのも反映されてのご提案だと思っております。それも含めてお話いただければと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 お答えいたします。

この伊藤氏につきましては、これまで教育指導部長という形で、横手市の学校統合を進めるに当たり、いろいろとご尽力された方でございます。そういった意味で、まだ統合が済んでいない学校もあるわけでございますし、そういったこれまでの一連の流れを大所高所から把握している方でございますし、統合に当たりましてさまざまな形で住民といろいろ説明などをする際に、さまざまな地域のご意見もいただきながら統合を進めてきたということをご尽力された方でございます。

また、実際に今、現職の校長先生でございますけれども、その後任につきましては、うまく調整はしていただけるというような情報もいただいておりますし、また、これから教育委員会につきましては、学校教育のみならず、さまざまな社会教育とか、そういったことを全般的に進めていかないといけないということで、しかも市といたしましても、これからスポーツ立市ということで、スポーツを前面に、これから市の活性化、健康増進であるとか、そういった意味合いも含めて展開していく上でも、大変必要な人物でございますので、伊藤氏を何とか委員として任命したく上げさせていただきます。

以上です。

○木村清貴 議長 10番青山議員。

○10番（青山豊議員） はい、わかりました。ただ、1点、今市長も後任という形で触れられましたが、これは教育委員会のほうにお聞きしたほうがいいと思いますけれども、この時期、間もなく受験シーズンです。もう感覚的には入っているかもしれません。こういう時期に現職の校長先生が交代するというのは、教育の現場にマイナスが生じる懸念が全くないわけではないというふうに思います。そのフォロー体制、後任の体制、しっかりとしているのかどうかと、今市長は情報とおっしゃいますので、その部分を改めてご説明願います。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問がありましたように、現職の校長先生が退職された後どうなるのかということですが、その点につきましては、県の教育委員会のほうへ、南教育事務所を通して、空白のできることのないようにということで、どうか後任の校長先生をお願いいたしますということでやっております。

また、県のほうでもそのようにしたいというふうな形で伺っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいということでございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第2号を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第8、同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第3号公平委員会委員の選任についてであります。

横手市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

横手市婦気大堤字谷地添109番地12、近江直人氏でございます。昭和41年12月12日にお生まれの方でございまして、提案理由といたしまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第3号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定いたしま

した。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第9、議案第133号横手市交流センター設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第133号横手市交流センター設置条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

提案理由でございますが、来年4月から消費税率を8%とする消費税法の一部改正等の法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本条例では、全部で5本の条例の改正を行うものでございます。

市では、施設の使用料などについては、企業会計などを除き、現行料金のままで消費税率8%に対応することと決定しております。施設の使用料に係る条例は内税の表記となっており、改正の必要は特にございませんが、これら5本の条例につきましては、100分の105と表記されているものでありますので、それを消費税率8%に対応するため改正が必要となったものでございます。

4ページにお進みいただきたいと思っております。

第1条では横手市交流センター設置条例を、第2条では横手市行政財産使用料条例を、第3条では横手市法定外公共用財産の使用等に関する条例を、第4条では横手市道路占用等に関する条例を、5ページにお進みいただきまして、第5条では横手市都市公園条例をそれぞれ一部改正するものでありまして、各条例の中に100分の105と表記されているものを、100分の108と改めるものでございます。

これらは、全て土地の貸し付けに関する部分でございまして、ご案内のとおり、土地の貸し付けや譲渡に係るものにつきましては、消費税法の中で非課税取り扱いとされているところでございますが、1カ月未満の土地の貸し付けで使用される場合に限り、非課税取引には当たらないと消費税法で定められており、これらの規定が必要になってきております。

附則の1では、施行期日を平成26年4月1日と定め、附則の2、附則の3、附則の4では、それぞれの条例について経過措置を規定しております。

この3つを除いた2つの条例につきましては、それぞれの条例の中で年度ごとに使用料を徴することとしておりますので、この2条例については経過措置が要らないということでございますので、これら3つの経過措置については、年度ごとに使用料を徴する規定が入っていないための今回の措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第10、議案第134号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局長。

○高山勇光 大森地域局長 ただいま議題となりました議案第134号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書6ページをごらんください。

提案理由であります。平成24年3月で閉校となりました大森中学校の跡地利活用について、地域づくり協議会での検討結果を受け、旧体育館棟を大森地域のコミュニティ施設として活用するため現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページをごらんください。

旧大森中学校の体育館と特別教室棟の一部及びグラウンドについて、広く市民のスポーツ活動やコミュニティ活動などに使用してもらうため、第2条の表に、大森コミュニティ交流センターを追加するものであります。

位置は、横手市大森町字高口下水戸堤1番地であります。

また、第3条の別表にある使用料につきましては、3として大森コミュニティ交流施設を追加し、体育館及びグラウンドの使用料を定めております。

なお、使用料につきましては、八沢木地区にあります同様の機能を持った白山体育館を参考としまして、当施設と同額としております。

附則としては、施行日を平成26年7月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第11、議案第135号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第135号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

里山や民家周辺での熊の出没件数は、気象の変化に伴う山中の餌不足等によりまして増加傾向にございます。こうした状況の中、10月に鳥獣被害防止対策特別措置法に基づく横手市鳥獣被害防止計画を作成いたしました。

この計画で規定している鳥獣被害対策実施隊を設置するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページをお開きください。

条例の別表中、横手市大雄館合財産区管理会の委員の項の次に、区分を鳥獣被害対策実施隊の隊員、報酬の額を1回3,000円、旅費の額については記載のとおりでございます。備考に、対象鳥獣の捕獲等に係る一連の業務について1回とするを加えるものです。

附則では、この条例は平成26年4月1日から施行することにしております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第12、議案第136号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部次長。

○藤井靖己 財務部次長兼資産税課長 ただいま議題となりました議案第136号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容は、大きく区分して3点であります。

まず1点目は、市税に関して市が不利益処分等を行う場合に、その処分理由の提示を義務づけること。

2点目は、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の見直しをすること。

3点目は、公社債等の金融所得課税の一本化を図り、損益通算の範囲を拡大することであり、

それでは、条文についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

冒頭の第4条第1項の改正は、不利益処分を行う場合、現行では行政手続条例の適用をしないこととなっているものを、同条例の規定を適用し、処分理由の提示を義務づけようとするものであります。

次に、第47条の2第1項につきましては、第1号を削ることにより、これまで年金受給者が市外へ転出した場合、現行制度では公的年金からの特別徴収は中断され、普通徴収に切りかわることとなっていたものを、一定の要件のもとでは年金からの特別徴収が継続されることとなるものであります。

次の第47条の5第1項につきましては、期別ごとの税額の算定方法を見直しするもので、これにより現行制度で生じている期別税額の不均衡を是正するものであります。

続いて附則の改正であります。

附則の改正は、附則第7条の4から16ページの附則第20条の5までとなっており、公社債等の課税上の取り扱いの変更に伴う改正を規定しております。

附則第7条の4では、引用条文を追加し、寄附金額控除における特例計算条件として、今回改正された特定公社債や上場株式等の譲渡所得等を要件として加えるものであります。

附則第16条の3では、上場株式等の配当等、同じく第19条では、一般株式等の譲渡所得等、第19条の2では、上場株式等の譲渡所得等を分離課税とするための改正内容となっております。

同じく第19条の3から第20条及び第20条の3は削除するとともに、第20条の2と第20条の4では、このたびの改正による引用条項の整理をしております。

16ページをごらんください。

附則の第1条では施行日を規定しております。このうち、第1号に定める第4条第1項の改正規定については公布の日から、第2号に定める第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定については平成28年10月1日から、第3号に定めるそれ以外の改正規定及び附則第3条第3項の規定については、平成29年1月1日から施行する旨、定めております。

第2条では、市民税に関する経過措置を定めております。

以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第13、議案第137号横手市入湯税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部次長。

○藤井靖己 財務部次長兼資産税課長 ただいま議題となりました議案第137号横手市入湯税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

20ページをお開きください。

今回の第13条第1項の改正は、先ほど議案第136号の改正内容の説明でご説明申し上げたと同様に、入湯税においても不利益処分を行う場合、現行では行政手続条例の適用をしないこととなっているものを、同条例の規定を適用し、処分理由の提示を義務づけようとするものであります。

附則では、施行日を交付日としております。

以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第138号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第14、議案第138号横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部次長。

○藤井靖己 財務部次長兼資産税課長 ただいま議題となりました議案第138号横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開き願います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、市の使用料や分担金と諸収入金の延滞金について、地方税法の一部改正にあわせ、市税と同様に現行の特例を見直して引き下げるものであります。

それでは、条文についてご説明いたします。

議案書22ページをお開き願いたいと思います。

附則第2項の次に、新たに1項を第3項として追加し、延滞金の特例の割合を定めようとするもので

あります。

議案書の23ページをごらんください。

附則では、施行日について26年1月1日からと定めております。

また、従前の特例である附則第3項を削除しております。

以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第15、議案第139号横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第139号横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の24ページをお願いいたします。

まず、提案理由であります。本案は地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

次の25ページをお願いいたします。

第6条第1項中の一部改正の内容でございますけれども、前の議案、第138号と同じ内容のものでありまして、地方税法に準じまして延滞金の利率を引き下げる内容になっております。

また、附則では施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第16、議案第140号横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第140号横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の27ページをお開き願います。

本議案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものであります。

改正内容についてであります。平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へと改正されることから、水道料金及び下水道使用料などについて消費税相当額の引き上げを行うもので、所要の条例改正を行おうとするものであります。

それでは、詳細についてご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

第1条につきましては、横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正で、市設置型の浄化槽について、その使用料額を改定するものであります。

第2条は、横手市集落排水施設条例の一部改正で、集落排水施設について、その使用料額を改定するものであります。

30ページをお開き願います。

第3条の横手市下水道条例の一部改正で、公共下水道について、その使用料額を改定するものであります。

続きまして32ページをお開き願います。

第4条は、横手市水道事業給水条例の一部改正で、水道事業について水道料金、水道加入金、手数料等の金額について、それぞれ記載しております金額へと改定するものであります。

続きまして37ページをお開き願います。

37ページの附則では、施行日を平成26年4月1日としております。

なお、水道料金、下水道使用料などにつきましては、検針期間が施行日をまたぐ場合があることから、特別の経過措置が定められておまして、5月検針分の料金から改定後の料金が適用されるということになりますので、それぞれの条例について同趣旨の経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第141号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第17、議案第141号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

説明を求めます。財務部次長。

○藤井靖己 財務部次長兼資産税課長 ただいま議題となりました議案第141号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開き願います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容は、大きく区分して3点であります。

まず1点目は、市税に関して市が不利益処分等を行う場合に、その処分理由の提示を義務づけること。

2点目は、公社債等の金融所得課税の一本化を図り、損益通算の範囲を拡大すること。

3点目は、納期ごとの分割金額の単位を見直すことであります。

それでは、条文についてご説明いたします。

41ページをお開き願います。

第1条の2第1項の改正は、不利益処分を行う場合、現行では行政手続条例の適用をしないこととなっているものを、同条例の規定を適用し、処分理由の提示を義務づけようとするものでございます。

次に、第14条では、第3項を新しく加え、納期ごとの分割金額の単位を現行の1,000円から100円にすることにより、最初の納期とその後の納期の分割金額の差を少なくし、納期ごとの負担の均衡を図るものであります。

続いて附則の改正であります。

附則の改正は、附則第11項から43ページの附則第24項までとなっており、公社債等の課税上の取り扱いの変更に伴い、所得割の課税に関し必要な字句の改正等を行うものであります。

41ページの附則第11項では、上場株式等に係る配当所得等、同じく42ページの附則第14項では、一般株式等に係る譲渡所得等、43ページの第15項では、上場株式等に係る譲渡所得等についてであります。同じく43ページの附則第16項、17項、19項、24項は削除するとともに、第18項及び第20項から第23項までは、このたびの改正による引用条項の整理をしております。

44ページをごらんいただきたいと思っております。

附則の第1項では、施行日を規定しております。

第1条の2第1項と第14条の改正規定については公布の日から、それ以外は平成29年4月1日から施行する旨定めております。

第2項、第3項では適用区分を定めております。

以上で改正条例の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第18、議案第142号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第142号横手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は45ページからとなります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

46ページをごらんください。

本条例の改正は、これまで議題となっております条例の改正と同様に、2つの内容についての改正を行おうとするものでございます。

1点目は、諸収入金の延滞金等の条例の改正と同様に、延滞金の割合の特例を設ける規定を改正しようとするものでございます。

2点目は、市税賦課徴収条例の一部改正などと同様に、介護保険料等の不利益処分に対し行政手続条例を適用し、その理由を付記するよう義務づける改正でございます。

附則におきましては、本条例の施行日を平成26年1月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第19、議案第143号横手市集落排水事業受益者分担に関する条例及び横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第143号横手市集落排水事業受益者分担に関する条例及び横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の48ページをお開き願います。

本議案につきましては、これまで同様の改正条例と同じく、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

改正内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律によって、延滞金の割合の特例の見直しが平成26年1月1日より施行されることとなり、横手市集落排水事業受益者分担金及び横手市下水道事業受益者負担金、受益者分担金に係る延滞金につきましても、延滞金の割合の特例を規定するための条例改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、49ページをお開き願います。

第1条では、受益者分担に関する条例の一部改正について規定しておりまして、附則に延滞金の割合の特例を追加するものでございます。なお、延滞金の割合の特例の規定につきましては、地方税法において定める規定と同様としております。

続きまして50ページをお開き願います。

第2条では、受益者負担及び分担に関する条例の一部改正について規定をしております。受益者負担金に係る延滞金は、都市計画法の基準に準じて規定しておりますが、地方税法に準じた一月を経過する日までの期間の割合を追加しております。

また、受益者負担金の延滞金の割合の特例並びに受益者分担金の延滞金の割合の特例を附則に規定するものでございます。なお、延滞金の割合の特例の規定につきましては、地方税法において定める規定と同様としております。

次に、別表の改正でございますが、都市計画区域の変更に伴いまして、特定環境保全公共下水道が公共下水道に変更となっていることから、特環分担区を公共負担区に改め、用語の整理を行おうとするものでございます。

附則では、施行日を平成26年1月1日とし、改正前の規定により賦課されている受益者分担金についての経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第144号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第20、議案第144号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第144号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の53ページでございます。

提案理由であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるDV法であります。この法律が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日から施行されることになったことを受け、市としまして、現行条例である横手市営住宅管理条例の一部を改正し、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本条例は、市営住宅の管理について定めた条例でございますが、今回、その中の入居資格要件について必要な改正を行うものであります。

現行条例では、市営住宅に入居することができる者は、原則同居親族を有する者としておりますが、ひとり暮らしであっても、60歳以上の老人や、障害者基本法に定められた身体障害者については入居することができるものとしております。また、DV法が定める配偶者からの暴力を受けている被害者についても、同様に入居可能としております。

今回のDV法の一部改正では、この配偶者からの暴力を受けている被害者に加えて、生活の本拠をもとする交際相手からの暴力を受けている被害者についても、同様に法律の対象となったものでございまして、市としまして、この法律改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行うものであります。

それでは、今回の条文の改正内容についてご説明いたしますので、54ページをお願いいたします。

第5条第2項第3号中、法第28条の2に規定する関係のある相手、交際相手のことでありますが、この相手からの暴力を受けた者についての文言を追加し、内容を改めてございます。

また、第3号並びに2においても、交際相手からの暴力を受けた者について準用する旨の見直しを行っております。

附則では、法律に合わせて条例の施行日を平成26年1月3日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いということでもありますけれども、この部分におきまして、以前、一般質問の中でこういった例に対して入居する場合、県においては2回抽選できますけれども、県並みにできないかという質問をしておりますけれども、そういった点については今回検討されたのかお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまの入居に当たっての抽選の仕方でございますけれども、今回の条例の改正におきましても、入居方法についてはこれまでどおりとしてございます。ただ、優先入居につきま

しては、こういった特別な理由がある方々については、市営住宅の目的外使用等による入居もできますので、そういった面の活用と申しますか、福祉または関係機関ともご相談しながら、必要性があるとすれば、そういう形での入居を考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 7番土田議員。

○7番（土田百合子議員） 前向きに検討していただくことを望みたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第145号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第21、議案第145号横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第145号横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の56ページをお開きください。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めようとするものでございます。

57ページをお開きください。

改正の内容ですが、第2条第4項中、100分の5を100分の8に改めようとするものでございます。

保険診療にかかります医療費は、消費税及び地方消費税は非課税でございますが、診断書や証明書などの文書料、個室料、人間ドックなどの検診料には課税されることから、平成26年4月1日から実施される消費税率の改正に伴い、今回改正しようとするものでございます。

附則では、施行期日を平成26年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時15分といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時15分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第146号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第22、議案第146号民事調停申立事件に係る調停案の受諾についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第146号民事調停申立事件に係る調停案の受諾についてご説明いたします。

議案書の58ページでございます。

提案理由であります。市営住宅使用料の滞納者に対する民事調停申立事件について、調停委員会から調停案が示されましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本案件は、本年6月議会で議決をいただき、滞納家賃の支払いを求めて横手簡易裁判所に調停を申し立てた事件で、これまで民事調停が2回開催され、第1回目は平成25年9月4日、第2回目は10月23日に開催されております。この第2回目の委員会の折に調停案が示されたものであります。

今回の議案は、その調停案を受諾し、第3回目の最終となる民事調停期日、平成25年12月25日に調停を成立させてよろしいかどうか、議会の議決をお願いするものであります。

なお、調停が不成立となった場合は、6月議会で調停不成立の場合における訴えの提起について議決いただいておりますので、訴訟に移行することとなります。

それでは、議案の内容でございますが、初めに事件名は、横手簡易裁判所平成25年(ノ)第9号民事調停申立事件であります。申立人は横手市、相手方は記載のとおりです。事件の概要につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

次に、調停の要旨でございますが、第1項であります。市営住宅についての賃貸借契約を次回の調停期日である12月25日に、申立人、相手方、双方合意解除するものであります。

第2項、第3項は、市営住宅明け渡しの期限を定めるもので、明け渡しの猶予期限を平成26年3月31日とするものであります。これは相手方が引っ越し先を見つけるまでの期間に配慮したものであります。

第4項は、調停成立日から明け渡しまでの期間については、通常、賃料相当の損害金を求めますが、その支払いを免除するものであります。

次のページに移りまして、第5項であります。平成19年4月1日から平成25年12月24日までの間の未払い賃料92万1,900円の支払いについては、別途協議とするものであります。

第6項は、相手方が住宅明け渡しの期限を過ぎてもそのまま居住した場合は、賃料相当額の損害金を支払うこととするものでありまして、明け渡し期限の4月1日から明け渡しとなる日までにつきまして、1カ月1万1,700円の損害金を求めることとしております。

第7項では、調停費用の各自負担について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第147号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第23、議案第147号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第147号権利の放棄についてをご説明いたします。

議案書の60ページでございます。

提案理由であります。市営住宅の家賃を滞納している者が行方不明のため、その債権放棄について地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案の内容であります。放棄する権利の内容は横手市営住宅の使用料であります。債務者は記載のとおりであります。放棄する額は、平成16年5月から平成17年6月までの未納月9カ月分の市営住宅使用料18万3,510円であります。

次に、債権放棄の理由であります。本債権については、既に5年の時効期間が過ぎ、消滅時効が完成している状況にありますが、債務者が平成20年6月以降行方不明で債権回収ができないためであります。

債権を消滅させるには、民法の規定により債務者が時効であることを意思表示する、消滅時効援用の手続が必要とされます。しかしながら、本案件については債務者の行方を調べる手だてがなく、本人からの意思確認もできないため、議会の議決をもって債権を放棄しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第148号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第24、議案第148号字の区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第148号字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

議案書の61ページをお開き願います。

土地改良法に基づく県営圃場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による宮田地区の土地改良事業の施行に伴うものでございまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

62ページ、63ページにお進み願います。

宮田地区の字界変更調書となっておりますが、表の左側が変更前の字の区域でございまして、右側が変更後の字の区域でございます。初めの区域のくくりで申し上げますと、変更前の字の区域、横手市大雄字樋掛、同平柳、同田町、同新処の4区域に記載されている地番や道路、水路が、横手市大雄字島田と変更されることとなります。

以下、記載のとおりでございまして、変更前の字の区域は全部で17区域でございまして、変更後の字の区域は全部で6区域に集約されることとなります。

なお、さきにお配りしてございますA3判の資料でありました字界変更図面でのご確認を、あわせてお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第25、議案第149号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第149号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

64ページをお開きください。

平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への平成25年度横手市一般会計からの繰入額1億5,710万4,000円以内を、66万7,000円増額しまして1億5,777万1,000円以内に改めることについて、地方財政法

第6条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な内容は、ゆっふる経営費で、修繕に要する経費にするものでございます。

詳しくは、議案第158号横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）で説明いたします。

以上説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎一般会計予算特別委員会の設置並びに委員選任について

○木村清貴 議長 日程第26、一般会計予算特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、一般会計予算を付議事件として26人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、平成27年3月定例会開会日の前日まで、閉会中もなお調査できることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、26人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、これに付託の上、平成27年3月定例会開会日の前日まで、閉会中もなお調査できることに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の26人を議長が指名いたします。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第27、議案第150号平成25年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部次長。

○藤井靖己 財務部次長兼資産税課長 ただいま議題となりました議案第150号平成25年度横手市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

それでは、予算議案書の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,788万3,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ521億116万2,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条継続費の補正でございますが、6ページをお開き願います。

第2表継続費補正のとおり、大雄地区小学校統合事業について、総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、第3条繰越明許費でございますが、同じく6ページをごらんください。

第3表繰越明許費のとおり、安全・安心対策緊急総合支援事業（長寿命化）について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めようとするものでございます。

次に、第4条債務負担行為の補正でございますが、7ページをごらんください。

第4表債務負担行為補正のとおり、わかりやすい予算書作成事業など3件を追加し、横手給食センター調理業務委託など2件を変更するものでございます。

次に、2ページの第5条地方債の補正でございますが、8ページをごらんください。

第5表地方債補正のとおり、増田町診療所事業など2件を追加し、県営経営体育成基盤整備事業など5件を変更するものでございます。

今回の補正予算では、歳出全般にわたりまして、人件費の決算見込みによる補正、燃料費の高騰並びに電気料金の値上げに伴う需用費、これは燃料費と光熱水費の補正を計上しております。

それでは、歳出の主な内容について、補正予算事項別明細書により説明いたしますので、18ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、10目電算情報管理費で、住民情報系運用管理として1,830万円を計上しております。これは国からシステム設計方針が示されたことに伴う学校給食費システム、健康管理システム等の翌年度以降の本格稼働に係る準備改修経費等の補正でございます。

20ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者自立支援給付費で、障がい者自立支援給付費計上分として2,906万5,000円を計上しております。これは平成24年度分の国庫負担金の精算に伴う返還金、償還金などの補正でございます。

同じく2目で、自立支援給付費として6,624万6,000円を計上しております。これは障がい福祉サービス利用者数の増に伴う給付費見込み額の増による補正でございます。

21ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目環境衛生費で、浄化槽設置整備事業として2,240万6,000円を計上しております。これは設置申し込み数の増加に伴う補助金の増額補正でございます。

同じく10目診療所費で3,056万9,000円を計上しております。これは増田診療所の医療機器老朽化に伴う更新経費の補正でございます。

23ページをお開きください。

5款労働費、1項1目労働諸費で、安定雇用・人材育成促進事業として1億5,000万円を計上しております。これは雇用奨励金支給見込み額の増に伴う増額補正でございます。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、農業振興費として1,030万円を計上

しております。これは戸別所得補償経営安定推進事業でありまして、農地集積に係る経営転換協力件数の増による増額補正でございます。

24ページをお開きください。

同じく8目農地費で、農業生産基盤整備事業として4,016万1,000円を計上しております。これは県営経営体育成基盤整備事業の県事業費の追加に伴う建設事業負担金の増額補正でございます。

25ページをごらんください。

7款商工費、1項2目商工業振興費で、地域総合整備資金貸付事業として1億4,600万円を計上しております。これは平鹿地域の食品製造業者が行う生産施設の増設整備に係る貸付金の補正でございます。

27ページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、7目市街地整備費で、街なみ環境整備事業として2,500万円を計上しております。これは増田地区街なみ環境整備事業に係る実施設計委託料の補正でありまして、平成26年度事業の前倒しで計上するものでございます。

28ページをお開きください。

9款消防費、1項3目消防施設費で、消防施設整備事業として1,288万4,000円を計上しております。これは平鹿地域醍醐地区の国道13号拡幅工事に伴う耐震性防火貯水槽の設置整備事業費の補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして10ページをお開きください。

歳入のうち、14款国庫支出金では、3億7,362万4,000円を計上しております。これは地域活性化、地域の元気臨時交付金、障がい者自立支援給付費負担金、社会資本整備総合交付金、街なみ環境整備事業などでございます。

15款県支出金では、4,948万3,000円を計上しております。これは障がい者自立支援給付費負担金、豪雪対応地域福祉特別対策事業交付金などでございます。

21款市債では、7,370万円を減額しております。これは元気臨時交付金の充実に伴う合併特例債の減額計上などによるものでございます。

最後に、18款繰入金に財政調整基金から7,549万9,000円を繰り入れることなどにより、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

15番土田祐輝議員。

○15番（土田祐輝議員） 緊急雇用対策事業の1億5,000万円が補正で盛られています。当初見込みが年間210人、それから倍近い300人ほどの見込み違い、大変うれしい見込み違いなのかなと思っていますが、これ、財源内訳を見ますと全部一般財源なんですね。そういう理解でいいのか。どこから補助が来るのか、そこら辺がまず一つと、この期間が去年の10月1日からことしの9月30日で終わっているん

です、1年間。変則的に年度またいでやっていますけれども、それ以降のこういう助成というのはないのか、この2点をひとつお伺いしたい。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 質問が2つございました。

1つ目の財源についてでございますけれども、これは全額市の単独費ということになります。

それから2つ目、期間が昨年10月1日からことしの9月30日までというような期間の設定の質問がございました。これにつきましては、その時点までに雇用していただくということでございまして、これから先、年度内の雇用を確保した上でのお支払いということになりますので、今年度分については事業が実施できるのかなと思っております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 15番土田議員。

○15番（土田祐輝議員） 横手市の単独分のほかに、県でも同じような事業をやっています。人材育成事業、それから雇用奨励事業、市と同じようなタイプの事業でありまして、これも1人採用するごとに、正社員を採用するごとに50万円支給という項目が入っていますが、これは市と県と両方使える事業なのか。片方使えば片方使えないとか、そのあたりのその判断はどういうふうになっていますか。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 申しわけございません。手元に資料がございませんので、詳しくは後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 15番土田議員。

○15番（土田祐輝議員） これだけの魅力ある事業で、県の事業を把握していないということはどういうことなんですか。場合によっては、事業所によっては市50万円、県からも50万円、そういう補助金が入る事業なんですよ。さらに、県の事業は平成26年の12月まであるんですよ。これをわかっていないということは、私は怠慢だと思っておりますけれども、答弁できますか。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 大変申しわけございません。完璧なご答弁をいたしたいと思っておりますので、資料が来るまで少しお待ちください。

○木村清貴 議長 資料が来るまで暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 2時00分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○木村清貴 議長 15番議員の質疑に対する答弁をお願いします。

産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 お時間をいただきまして、大変にありがとうございました。

先ほどの質問でございますけれども、雇用奨励金につきましては、事業主が雇いどめをした場合、事業主都合で離職された方を対象にして、1人当たり50万円の支給額が払われているというようなことでございます。これにつきましては、市の雇用奨励とダブルでいただけるというような形になってございます。人数につきましては、県へ直接申し込みをするというような形でございまして、現在のところ、市では把握してございません。

もう一つ、人材育成事業につきましては市が窓口になってございまして、現在114名の方がご利用をされているというようなことのようにございます。

以上です。

○木村清貴 議長 15番土田議員。

○15番（土田祐輝議員） 答弁はわかりましたが、せっかく機能合体でワンフロア化がされているわけですので、市民も県民もある部分では共通なんです。市のほうから50万もらえますよ、隣の県のデスクのほうでまた50万円くれるっていうんだから、この情報をお互い共有しながら、こっちの県のほうに行けばもう50万円もらえますよとかいう話は普通出るものだと思うんですけども。県は県で勝手にやっているというような答弁でありましたけれども、ぜひ、そのあたりも、これで終わりではないと思いますので、緊密に連絡をとりながらやってもらわなければ、何が機能合体なのかと、非常に私も疑問に思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

もう一つは、今回300人ほど上回った内容といえますか、その50万円がどれだけ雇用の拡大に寄与しているのか、そのあたりの実態というのがわかったら、ぜひ、大体これぐらい、半分近くあるとか、3割ぐらいあるとかというのは分析されていると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今現在、ただいまその数値につきましても、市の中のハローワーク等々を通じましてどれぐらいの要望があって、それがどれぐらいの率で雇用に結びついたかという、私たちの制度を使っている人数は承知しておるわけでございますけれども、少なからずこの不況下におきまして横手で有効求人倍率が上昇してきたということは、制度設計をいたしましたときの予測から大きく上回ってございますので、そういう意味では大変寄与した事業になったのかなと思ってございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

10番青山豊議員。

○10番（青山豊議員） 関連の質問です。今の15番議員の質問というか指摘、それは結局情報共有なされていないという部分もちろんですが、そういった質問に答えられないというのは、この雇用対策を含めた経済対策というのが、余り戦略性のないところで展開しているのかなというような疑問をずっと感じています。

例えば、こういった対策には目標となる数値が必要になってくると思います。例えば有効求人倍率、先週の金曜日の速報では県内平均を超えました。秋田市と並んでいます。そういった部分で上昇傾向にあるのですが、先ほど部長が言いました制度設計、スクラムプランのことだと思いますけれども、これが0.5のままなんですよね、数値が。これ、とっくに超えているのにそのままというのは、スクラムプランですから期限を切った部分ですので、見直しがまだまだ先という部分もあると思いますけれども、やっぱり経済というのは生き物でありますから、こういった数字をその都度その都度高い目標数値を持って見直して、そこから戦略というものを考えていくべき、経済対策をしていくべきだと考えますが、その辺の部分をお願いします。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 社会経済が大きく今変わってございまして、目標数値につきましても大きく変わってきているというのは、認識はございます。そういう意味を含めまして、早目早目の戦略を練ってまいりたいと思っております。

○木村清貴 議長 10番青山議員。

○10番（青山豊議員） 秋田市と並んだといっても、まだまだ県内は県北のほうが大館、能代、0.9超えています。そこら辺まで目標を定めていくという部分、必ず必要になってくると思いますので、早期に検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

5番小野議員。

○5番（小野正伸議員） 午前中の市長の所信の中にもございましたけれども、米の品質向上のために色選別機の導入を図るということで、今議会に予算を計上しているということだったんですが、先ほどの説明の中にはちょっと出てこなかったと思いますので、そこら辺もう少し詳しくご説明いただければと思います。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 予算書の23ページ、農業振興費の中に、集落営農育成確保緊急整備支援事業ということで900万円の予算を計上してございます。これにつきましては、近年カメムシ被害が大変増大してございまして、このカメムシの対策の色選別機、この関係につきまして、夢プランの補助率6分の1を適用するというような形の900万円というような形の予算を計上してございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 5番小野正伸議員。

○5番（小野正伸議員） たしか先ほど戸別所得のことだと私思っていたんですけども、それと違って、この中の900万円ということのようなんですけども、今シーズンは例えば米の生産は終わっていますので、来年度に使う分の導入した部分に対する助成ということですか。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 境町にあります横手ライスセンターはことし9月から稼働してございます。これに春から農協等から要望がございまして検討してございました。それが今回の12月計上という形で予算を盛らせていただいたということであり、今年度から機械は作動してございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

26番佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 現在、農業政策の中で、農業施設の維持管理、長寿命化ということが盛んに叫ばれておりますけれども、最近の回覧板の中で、横手市がN2水路の施設にペンキを塗るということで発注したという回覧板がありましたけれども、横手市が発注したというのはちょっとどういうことかなと疑問に思いましたが、もしそのとおりであればそれについての説明をお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 土地改良区等がっております農業水利施設につきまして、市が事業を行う場合に補助金が入るといような制度でございます。本来であれば改良区自体が事業を行って、それに市が補助をするといような形が普通でございますけれども、今回の事業設定自体が、市役所のほうで事業を実施したものに補助金が入るといような形の制度設計でございましたので、市のほうから維持管理部分の設計発注をしてございます。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は先ほど設置されました一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第28、議案第151号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第151号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万円を減額し、歳入歳出予算の総額を123億3,126万円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたします。

5ページをお開きください。

5ページ下段、1款1項1目一般管理費193万円の減額は、人件費の決算見込みによる減額分を計上

しております。

次に、歳入ですが、上段をごらんください。

9款1項1目一般会計繰入金193万円の減額は、歳出と同様に人件費の減額に伴うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第152号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第29、議案第152号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第152号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,889万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,195万6,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に1,875万3,000円を増額しております。これは7月の保険料本算定によります歳入の増額や、出納閉鎖期間における過年度納付額を計上したものであります。

次に、3款2項1目一般会計繰出金13万8,000円の増額は、前年度の事務費を精算し、一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款1項1目の特別徴収保険料に501万4,000円、2目の普通徴収保険料に1,161万7,000円を増額しております。これは7月の保険料本算定によるものであります。

次に、4款1項1目繰越金に226万円を増額しております。これは広域連合に納付する出納閉鎖期間における過年度分の保険料と、一般会計に繰り出しする前年度の事務費精算分となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第153号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第30、議案第153号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第153号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

介護保険予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ374万5,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ108億5,184万4,000円に定めようとするものでございます。

第2条では、3ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正のとおり、包括支援センター公用車リースについて債務負担行為の補正をしようとするものでございます。これは現在使用しております西部地区地域包括支援センターの調査員訪問車両1台のリース期間が満了となるため、新たにリース契約を結ぼうとするものでございます。

今回の補正予算は、人件費の調整による減額が主なものでございます。

それでは、6ページをごらんください。

初めに、下段の歳出でございますけれども、1款総務費から280万6,000円、4款地域支援事業費から117万1,000円を人件費として減額しております。

また、3款基金積立金に地域支援事業対応分として23万2,000円を計上しております。

上段、歳入では、地域支援事業費その他財源負担の割合に応じ、3款国庫支出金、5款県支出金、8款繰入金を減額するなどして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第154号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第31、議案第154号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第154号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、人件費の調整に伴う歳出予算の組み替えを行おうとするものでございます。
予算書の2ページをごらんください。

歳出、1款総務費から15万3,000円を減額し、2款サービス事業費に同額を計上するものです。
以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第32、議案第155号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第155号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

老健の補正予算1ページになります。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,160万3,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ5億1,607万4,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正予算は、人件費の調整に伴う減額でございます。

それでは、2ページをごらんください。

下段の歳出でございますけれども、1款総務費から66万7,000円を、2款サービス事業費から1,093万6,000円を減額しております。

上段歳入では、3款の一般会計繰入金を1,160万3,000円減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第156号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第33、議案第156号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第156号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万5,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ7,908万円に改めようとするものでございます。

補正の内容について2ページをごらんください。

下段の歳出では、1款総務費に40万5,000円を計上しております。これは燃料価格の上昇及び電気料の引き上げに伴う不足見込み額について補正をお願いするものでございます。

歳入では3款繰越金に同額を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第157号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第34、議案第157号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第157号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ136万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2億9,247万2,000円に定めようとするものでございます。

それでは、補正の内容についてご説明いたしますので、2ページをごらんください。

下段の歳出では、1款総務費から342万4,000円を減額しております。これは人件費の調整による減額でございます。

2款サービス事業費では135万6,000円を計上しております。これは灯油価格、電気料等の値上げのため、不足見込み額を補正計上するものでございます。

3款授産費では70万円を計上しております。これはユーホップハウスで作成するスノーポールの原材料費などを補正しようとするものでございます。

上段の歳入では、2款財産収入にスノーポールの売上代金として70万円を計上し、4款繰入金では、

人件費調整分などについて一般会計繰入金から減額しております。不足分については5款繰越金に131万5,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第35、議案第158号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第158号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ893万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,045万5,000円に改めようとするものでございます。

歳出について説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款1項施設経営費では、人件費の補正並びに施設経営費で、電力料金や燃料単価の上昇により増額のほか、1目雄川荘経営費でフロント管理システムの改修費を、3目ゆっふる経営費で雨漏りの補修費や交換用ポンプを購入する経費を、5目農業者休養施設経営費で源泉の送湯ポンプなどの修繕費用を計上してございます。

歳入について説明いたしますので、前のページ5ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金に、ゆっふる経営費に係る経費294万6,000円ほかを計上してございます。そのほか4款繰越金によりまして歳入歳出の均衡を図ってございます。

内訳は記載のとおりでございます。

以上説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第159号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第36、議案第159号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第159号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、繰越明許費の設定並びに歳出予算の組み替えを行ったものでございます。

初めに、第1条繰越明許費ですが、翌年度に繰り越しして使用することができる経費として、2ページの第1表繰越明許費に定めるとおり、三枚橋地区土地区画整理事業費のうち、総合交付金基幹事業で417万3,000円を繰り越ししようとするものであります。これは建物や支障物件の移転補償に不測の期間を要したことから、今年度内の完了が見込めなくなった工事費の一部を翌年度にわたって使用することができるようにするものであります。

次に、歳出予算の内訳であります、4ページをごらんください。

1款1項3目三枚橋地区土地区画整理事業費において、工事請負費並びに補償、補てん及び賠償金において歳出予算の組み替えを行うものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第160号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第37、議案第160号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第160号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では歳入歳出予算の総額にそれぞれ817万1,000円を追加し、総額を4億9,780万4,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では322万円を減額しております。これは育児休暇取得による職員人件費並

びに7月から実施をされております職員人件費の削減措置による減額でございます。

次に、1款2項2目処理場費では200万円を増額しております。これは電気料金の値上げによる各浄化センターの電気料を増額したものでございます。

また、今泉浄化センターの機能強化事業により汚泥のくみ取りが必要となったため、役務費に270万円を増額し、需用費並びに委託料から歳出組み替えとして270万円を減額したものであります。

2款1項1目集落排水施設事業費では、939万1,000円を増額しております。これは金沢地区農業集落排水事業の単独事業分の増嵩による工事請負費として950万円を増嵩し、職員人件費の削減措置による職員人件費10万9,000円の減額によるものであります。

2目集落排水施設機能強化事業費では、事業費の精査により委託費と工事請負費の歳出組み替えによる補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをごらんいただきたいと思います。

中段の8款1項1目下水道債では、金沢地区の単独事業分に係る地方債として900万円を増額するものであります。

上段の5款1項1目一般会計繰入金では、82万9,000円を減額して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第38、議案第161号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第161号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院、第2款市立大森病院ともに支出の補正予定額がゼロになっておりますが、これは医業費用の予算の組み替えを行おうとするものでございます。

その内容でございますが、4ページの補正予算実施計画をごらんください。

第1款市立横手病院におきましては、1目給与費で4,450万円を減額しております。これは退職者や育児休業者の給与の減額等により職員給与費を1億1,450万円減額し、非常勤医師がふえたことなどにより、報酬を7,000万円増額したことによるものでございます。

2 目材料費では、決算見込みにより診療材料費を3,000万円増額し、3 目経費では、非常勤医師の増に伴う旅費交通費の増、重油単価の増による燃料費の増、決算見込みによる消耗備品費の増により547万2,000円を増額しております。

また、5 目資産減耗費では、医療機器の除却のため902万8,000円を増額しております。

第2 款市立大森病院では、1 目給与費において退職等による職員給与費の減額と、医師の負担軽減のための応援医師の増等による賃金を増額し、あわせて1,035万6,000円を減額しております。

また、3 目経費におきまして、応援医師の旅費交通費の増と、平成25年9月よりの電気料金の大幅な引き上げによる光熱水費の不足見込み額、重油単価の増による燃料費の増により、あわせて1,020万円を増額しております。

5 目資産減耗費では、医療機器2 件の除却のための経費15万6,000円を増額するものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思ます。

第3 条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第2 款市立大森病院につきましては、資本的収入支出ともに補正額がゼロになっております。これは医療施設整備費より医療機器整備費への予算組み替えを行おうとするものでございます。内容といたしましては、患者さんの手術の負担等を軽減するため、関節鏡など手術用の医療機器2 点を購入するため、医療施設整備費を1,500万円減額し、医療機器整備費を1,500万円増額しております。この財源といたしまして、資本的収入において企業債1,500万円を、医療施設整備費より医療機器整備費へ組み替えしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4 億6,139万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2 ページをごらんください。

第4 条は、起債の限度額を改めるもので、市立大森病院において医療機器整備事業と医療施設整備事業の限度額をおのおの変更しております。

第5 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を市立横手病院は29億3,577万6,000円に、市立大森病院は14億2,840万3,000円に改めるものでございます。

第6 条は、棚卸し資産の購入限度額を16億2,534万4,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議会改革に関する特別委員会の設置並びに委員選任について

○木村清貴 議長 日程第39、議会改革に関する特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といた

します。

本件については、議会広報委員会のあり方、議会報告会のあり方、議会基本条例の運用確認など、議会改革に関することについて、10人の委員で構成する議会改革に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、平成27年9月定例会まで閉会中もなお調査できることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については10人の委員で構成する議会改革に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、平成27年9月定例会まで、閉会中もなお調査できることに決定いたしました。

ただいま設置されました議会改革に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、10人を議長が指名いたします。

◎休会について

○木村清貴 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月3日から12月8日までの6日間は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明12月3日から12月8日までの6日間は休会することに決定いたしました。

12月9日は午前10時から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時38分 散 会

